

議案第 5 5 号

市川市手数料条例の一部改正について

市川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 2 月 1 6 日 提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市手数料条例の一部を改正する条例

市川市手数料条例(平成 1 1 年条例第 4 0 号)の一部を次のように改正する。

別表建築基準法関係手数料の表の次に次の 1 表を加える。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務		手 数 料 の 額
長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けていない長期優良住宅建築等計画	1 件につき、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 一戸建ての住宅 49,000 円 (2) 共同住宅等 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額を一の共同住宅等における申請戸数で除して得た額 (その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) ア 5 戸以内のもの 116,000 円 イ 5 戸を超え 10 戸以内のもの 186,000 円 ウ 10 戸を超え 25 戸以内のもの 367,000 円 エ 25 戸を超え 50 戸以内のもの 658,000 円

	<p>オ 50戸を超え100戸以内のもの 1,130,000円</p> <p>カ 100戸を超え200戸以内のもの 2,090,000円</p> <p>キ 200戸を超え300戸以内のもの 2,990,000円</p> <p>ク 300戸を超えるもの 3,670,000円</p>
登録住宅 性能評価 機関によ る技術的 審査を受 けた長期 優良住宅 建築等計 画	<p>1件につき、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 6,600円</p> <p>(2) 共同住宅等 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額を一の共同住宅等における申請戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>ア 5戸以内のもの 13,000円</p> <p>イ 5戸を超え10戸以内のもの 23,000円</p> <p>ウ 10戸を超え25戸以内のもの 33,000円</p> <p>エ 25戸を超え50戸以内のもの 62,000円</p> <p>オ 50戸を超え100戸以内のもの 108,000円</p> <p>カ 100戸を超え200戸以内のもの 178,000円</p> <p>キ 200戸を超え300戸以内のもの 219,000円</p> <p>ク 300戸を超えるもの 234,000円</p>

備考 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に併せて当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定（以下「建築基準関係規定」という。）に適合するかどうかの審査の申出があったときは、この項に定める額に、次に掲げる額を合計した額を一の建築物における申請戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加算する。

(1) 建築基準法関係手数料の表の定めるところにより算定した建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料の額。この場合において、同表備考2又は同表備考3の規定の適用があるときは、次の表の左欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

建築基準法関係手数料の 表備考2	110,000円	115,350円
	137,000円	143,700円
	150,000円	157,350円
	190,000円	199,350円
	322,000円	337,950円
建築基準法関係手数料の 表備考3	159,000円	166,800円
	212,000円	222,450円
	243,000円	255,000円
	321,000円	336,900円
	590,000円	619,350円

(2) 建築基準関係規定に適合するかどうかの審査に建築設備に係る審査が含まれる場合にあっては、建築基準法関係手数料の表建築設備及び工作物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査の項に定める額

長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき、前項に定める額に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
備考 前項の備考の規定は、長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に併せて当該長期優良住宅建築等計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合について準用する。	
譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき 1,700円
地位の承継の承認の申請に対する審査	1件につき 1,700円

附 則

この条例は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行の日から施行する。

理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の制定により新たに長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に対する審査事務を行うこととなるため、当該審査事務に係る手数料を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。